

平成29年度第1回 羽幌町就学前子育て支援審議会

平成29年度第1回 羽幌町就学前子育て支援審議会を下記のとおり開催しますのでお知らせします。

記

1 開催日時

平成30年 3月22日（木）午後4時30分より

2 開催場所

羽幌町役場 大会議室（4階）
（羽幌町南町1番地の1）

3 議題

特定教育・保育施設（認定こども園まき）の利用定員の変更について

4 傍聴手続等

（1）会議の傍聴を希望する方は、会議開始予定時刻の30分前から10分前までの間に会議会場で受付をしてください。

なお、定員は先着10名で、定員になり次第受付を終了します。

（2）傍聴にあたっては、次の留意事項を厳守してください。これらを守れない場合には、傍聴をお断りすることがあります。

ア 定められた傍聴席に着席し、みだりに自席を離れないこと。

イ 会議開催中は静粛に傍聴し、発言、拍手その他の方法により、言論に対し意見を表明しないこと。

ウ 会場内においてカメラ、ビデオ及び録音機器類を携帯しないこと。

エ 会場にビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと。

オ その他会場の秩序を乱し、または会議の支障となる行為をしないこと。

5 問合せ先

羽幌町役場 福祉課子ども係

電話 0164-68-7004

E-Mail f-kodomo@town.haboro.lg.jp

（別添）羽幌町就学前子育て支援審議会傍聴要領

羽幌町就学前子育て支援審議会傍聴者要領

1 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議開始予定時刻30分前から開会10分前までに、会場受付で住所及び氏名を記入し、事務局の指示を受けて、会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順10名で、定員になり次第、受付を終了します。

2 傍聴者の遵守事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、発言、拍手その他の方法により、言論に対し意見を表明しないこと。
- (2) 定められた傍聴席に着席し、みだりに自席を離れないこと。
- (3) 会場において、カメラ、ビデオ及び録音機類を携帯しないこと。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙はできません。
- (5) 会場に、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、附属機関等の長又は事務局の指示に従ってください。
- (2) 上記2に掲げる「傍聴者の遵守事項」に違反したときは、これを注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。